

平成16年6月6日

平成17年度 労働政策に関するアンケート調査結果

～「高齢者の雇用義務化により給与体系の変更をせざるを得ない」と76.1%が回答～

東京商工会議所（山口信夫会頭）は、会員企業が当面する雇用・労務政策上の課題、労働行政への要望事項を把握するため、標記調査を実施した。

調査期間は平成17年4月28日～5月19日。調査票の送付、回収ともに郵送による。会員企業3,000社を対象とし、回答企業は675社（回収率22.5%）。主な調査結果は以下の通り。

高齢者の雇用義務化により給与体系の変更をせざるを得ない

高齢者雇用安定法の改正により、企業は平成18年4月1日から、定年の廃止・引き上げ・継続雇用の導入を義務付けられるが、「全社員の給与体系の変更をせざるを得ない」・「一定年齢以上の社員の給与体系を変更せざるを得ない」と回答した企業が76.1%(465社)にのぼった。他にも、若年者の新規採用の抑制14.7%・給与以外の諸経費の削減21.8%など、企業経営に大きな影響を及ぼしていることがわかる。

解雇するための要件を具体的に法律で規定することは不要

解雇に関する紛争の増加に伴い、企業が従業員を解雇するための要件を法律で具体化することが検討されているが、「法律による明文化は不要」・「ガイドライン等にとどめる」という回答を合わせると約7割(68.4%)を占めた。解雇を巡る事情は企業によって異なるので、解雇をするための要件を法律で一律に規定することは難しい。

面接を踏まえて派遣会社と契約することはトラブル回避に有効

現在、派遣会社と契約する際に、派遣社員と事前に面接をすることは禁止されているが、「事前面接がトラブルの回避に有効だと思う」と8割超（83%）が回答した。事前に面接することは、ミスマッチや契約トラブルを未然に防ぐことができ、派遣先、派遣元だけでなく派遣社員にとっても必要であり法改正が望まれる。

【お問合せ先】東京商工会議所 産業政策部 労働担当（ふくだ はなこ福田 華名子・安藤 薫）

TEL. (03)3283 7631、7632 FAX(03)3213-8716